

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
2022 年 11 月 1 日現在

1. 稼働実績（設備容量 8 基 計 773.8 万 kW）

項 目 発電所名		営業運転 開始日	現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
				2022 年度	運開後累計	2022 年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦 賀 発 電 所	2 号機	1987. 2. 17	定期検査中 (2011. 8. 29～ 未定)	0. 0	53. 0	0. 0	1, 922. 9
				0. 0	53. 0		
関 西 電 力 (株) 美 浜 発 電 所	3 号機	1976. 12. 1	運転中 (起動：2022. 8. 30 並列：2022. 9. 1 営業運転再開:2022. 9. 26)	28. 5	54. 6	12. 0	1, 815. 7
				28. 1	55. 1		
関 西 電 力 (株) 大 飯 発 電 所	3 号機	1991. 12. 18	定期検査中 (2022. 8. 23～ 2023. 1 中旬予定)	69. 1	65. 6	41. 8	2, 093. 8
				67. 5	65. 3		
	4 号機	1993. 2. 2	運転中 (起動：2022. 7. 15 並列：2022. 7. 17 営業運転再開:2022. 8. 12)	49. 9	70. 0	30. 2	2, 152. 9
				49. 7	69. 4		
関 西 電 力 (株) 高 浜 発 電 所	1 号機	1974. 11. 14	定期検査中 (2011. 1. 10～ 2023. 6 月上旬予定※)	0. 0	52. 9	0. 0	1, 838. 6
				0. 0	53. 3		
	2 号機	1975. 11. 14	定期検査中 (2011. 11. 25～ 2023. 7 月中旬予定※)	0. 0	53. 5	0. 0	1, 819. 2
				0. 0	53. 9		
	3 号機	1985. 1. 17	運転中 (起動：2022. 7. 24 並列：2022. 7. 26 営業運転再開:2022. 8. 19)	46. 7	70. 0	20. 8	2, 018. 5
				45. 5	69. 0		
	4 号機	1985. 6. 5	定期検査中 (2022. 6. 8～ 2022. 12 月上旬予定)	33. 9	70. 1	15. 1	1, 999. 6
				32. 0	69. 2		
			合 計	30. 2	60. 6	120. 2	15, 661. 6
				27. 8	60. 2		

※並列予定日

（注 1）利用率・稼働率・電力量は 2022 年 10 月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

（上段）設備利用率＝ $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$

（下段）時間稼働率＝ $\frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$

2. 各発電所の状況（2022 年 11 月 1 日時点）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
美浜 3 号機	運転中（2022. 9. 26 ～ ） ・原子炉起動（2022. 8. 30 13:00）、並列（2022. 9. 1 20:20）、営業運転開始（2022. 9. 26 14:30） ・次回定期検査の予定（2023. 10 上旬）
大飯 4 号機	運転中（2022. 8. 12 ～ ） ・原子炉起動（2022. 7. 15 21:00）、並列（2022. 7. 17 17:00）、営業運転開始（2022. 8. 12 15:00） ・次回定期検査の予定（2023. 8 下旬）
高浜 3 号機	運転中（2022. 8. 19 ～ ） ・原子炉起動（2022. 7. 24 6:00）、並列（2022. 7. 26 17:00）、営業運転開始（2022. 8. 19 16:30） ・次回定期検査の予定（2023. 9 中旬） ○A－非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱 ・定格熱出力一定運転中の 10 月 30 日、A－非常用ディーゼル発電機(DG)の定期的なターニング※¹を実施した。ターニング完了後、ターニングギアが外れなくなり、A－DGを自動起動できなくなったため、保安規定の運転上の制限※²を満足していない状態にあると判断した。 ・その後、油圧ジャッキ等を用いて、固着したターニングギアを取り外し、A－DGの確認運転を行い、健全性を確認したことから、運転上の制限を満足する状態に復帰した。 ・今後、ターニングギアの詳細点検を実施し、原因調査を行う。 ※1 非常用ディーゼル発電機の停止中において、ディーゼル機関内の油潤滑を行うため、別のモーターを用いて定期的に主軸を回転させる作業。 ※2 保安規定 74 条において、モード 1 ～ 4 の期間、ディーゼル発電機 2 基が動作可能であることが求められている。 （添付資料－1）

（2）停止中のプラント

発電所名	状況
敦賀 2 号機	第 18 回定期検査中（2011. 8. 29 ～ 未定） ・発電停止（2011. 5. 7 17:00）、原子炉停止（2011. 5. 7 20:00） 安全性向上対策工事（完了時期未定）
大飯 3 号機	第 19 回定期検査中（2022. 8. 23 ～ 2023. 1 中旬予定） ・発電停止（2022. 8. 23 10:00）、原子炉停止（2022. 8. 23 12:25） 特定重大事故等対処施設設置工事（2022. 12 完了予定）〔設置期限 2022. 8. 24〕
高浜 1 号機	第 27 回定期検査中（2011. 1. 10 ～ 2023. 6 上旬予定※）※並列予定日 ・発電停止（2011. 1. 10 10:03）、原子炉停止（2011. 1. 10 12:20） 特定重大事故等対処施設設置工事（2023. 5 完了予定）〔設置期限 2021. 6. 9〕
高浜 2 号機	第 27 回定期検査中（2011. 11. 25 ～ 2023. 7 中旬予定※）※並列予定日 ・発電停止（2011. 11. 25 23:02）、原子炉停止（2011. 11. 26 2:26） 特定重大事故等対処施設設置工事（2023. 6 完了予定）〔設置期限 2021. 6. 9〕
高浜 4 号機	第 24 回定期検査中（2022. 6. 8 ～ 2022. 12 上旬予定※）※当初 2022. 11 中旬予定 ・発電停止（2022. 6. 8 11:00）、原子炉停止（2022. 6. 8 13:31） ○加圧器逃がし弁の運転上の制限の逸脱 ・第 24 回定期検査中の 10 月 21 日、原子炉起動に向けて準備を実施していたところ、「加圧器逃がし弁※¹出口温度高」警報が発信したため、運転員がパラメータを確認した結果、加圧器逃がし弁出口温度が上昇していることを確認した。 ・このため、1 台の加圧器逃がし弁の元弁を閉止したことから、保安規定の運転上の制限※²を満足していない状態にあると判断した。 ※1 原子炉冷却材が循環している 1 次冷却系統が、何らかの理由により圧力が上昇した場合に、圧力を下

発電所名	状況
	げるための装置であり、高浜発電所4号機には3台設置されている。 ※2 保安規定45条において、モード1、2および3では加圧器逃がし弁3台が動作可能であることが求められている。保安規定85条において、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）では加圧器逃がし弁3台が動作可能であることが求められている。 (2022年10月24日 公表済み) ・弁の外観点検等の結果、弁体および弁座のシート面の同じ位置に微小なきず（幅約0.3mm）があることを確認した。その他の構成部品や弁の動作状態等に異常は認められなかった。 ・原因を調査したところ、点検後の弁蓋等を運搬する際に異物が付着し、弁取付直前でのシート面の拭き取りを行わず、その状態で弁蓋等を組立てたことによりシート面に異物が混入し、動作試験等で微小なきずが発生したものと推定した。 ・対策として、微小なきずが認められた弁体と弁座を予備品（新品）に取り替えた。また、機器を運搬して組立てを行う際には取付直前に拭き取ることなどを社内マニュアルに反映した。 (添付資料－2)

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	状況
ふげん	廃止措置中（2008.2.12～） ・原子炉補助建屋内機器等の解体撤去作業中（2022.10.31～） ・屋外機器等の解体撤去作業中（2022.10.31～） 第3回定期事業者検査中（2022.10.3～2023.3下旬予定）
もんじゅ	廃止措置中（2018.3.28～） ・炉外燃料貯蔵槽から燃料池への移送作業（2022.6.24～10.13）
敦賀1号機	廃止措置中（2017.4.19～） ・取水口エリア機器の解体撤去作業中（2022.10.3～）
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中（2017.4.19～） ・2次系設備の解体撤去作業中（1号 2018.4.2～、2号 2018.3.12～） ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中（2022.10.24～） 第5回定期事業者検査中（2022.9.22～2023.2下旬予定）
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中（2019.12.11～） ・2次系設備の解体撤去作業中（2020.4.1～） ・残存放射能調査作業中（1号 2022.8.1～、2号 2022.7.15～） 第2回定期事業者検査中（2022.7.6～2022.12月上旬予定）

3. 原子力規制委員会への申請状況（2022 年 11 月 1 日時点）

（1）新規規制基準適合性に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀 2 号機※	原子炉設置変更許可	2015. 11. 5	-	-
	工事計画認可	-	-	-
	保安規定変更認可	2015. 11. 5	-	-

※ 2020 年 2 月 原子力規制庁が、敷地内破砕帯に係る審査資料のボーリングコア柱状図データの書き換えについて指摘
2020 年 10 月 原子力規制庁は、書き換えの原因分析については原子力規制検査で確認することとし、審査を継続する方針を決定
2021 年 8 月 原子力規制委員会は、原子力規制検査の経過報告を受けて、審査資料の品質を確保する業務プロセスの構築が確認されるまで審査会合を実施しないことを決定
2022 年 10 月 原子力規制委員会は、原子力規制検査の報告を受けて、審査会合の再開を決定

特定重大事故等対処施設の設置※に係る申請

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日
高浜 1、2 号機	保安規定変更認可	2022. 5. 23	-	-	2021. 6. 9

※ 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設
本体施設の工事計画認可から 5 年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

4. 燃料輸送実績（2022 年 10 月 4 日～11 月 1 日）

＜新燃料輸送＞

なし

＜使用済燃料輸送＞

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（2022 年 10 月 4 日～11 月 1 日）

発電所名	概 要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,576 本（輸送容器 197 個）を搬出 (2022. 10. 17 発電所出港)
美浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 400 本（輸送容器 50 個）を搬出 (2022. 10. 22 発電所出港)

1. 記者発表実績（2022 年 10 月 4 日～11 月 1 日）

年月日	番号	概 要
2022. 10. 7	25	高浜発電所および美浜発電所の低レベル放射性廃棄物の輸送について
2022. 10. 20	26	高浜発電所 4 号機の原子炉起動と調整運転の開始について（第24回定期検査）
2022. 10. 21	27	第219回 福井県原子力環境安全管理協議会の開催について

2. 主な出来事（2022 年 10 月 4 日～11 月 1 日）

年月日	概 要
2022. 10. 13	知事は、西村経済産業大臣と面談し、将来の原子力の規模とその道筋をはじめ、原子力の様々な課題について検討を加速し、将来像を明確にすることや、中間貯蔵施設について国がこれまで以上に前面に立って、一日も早く成果を示すこと等について要請した。 また、同日、知事は、永岡文部科学大臣と面談し、「もんじゅ」「ふげん」について、廃止措置が着実に進むよう、引き続き原子力機構の指導・監督を徹底すること、廃止措置の状況等について地元への丁寧な説明を行うこと等について要請した。
2022. 10. 18	福井県原子力安全専門委員会（第 101 回） ○美浜、大飯、高浜発電所の運転、廃止措置状況について [関西電力㈱] ○もんじゅ、ふげんの廃止措置の実施状況について [日本原子力研究開発機構]
2022. 10. 24	福井県原子力環境安全管理協議会（第 219 回：敦賀市）

新規制基準適合審査等に係る許認可の実績

1. 新規制基準適合性に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	2015. 3. 17	2016. 5. 31, 2016. 6. 23	2016. 10. 5
		工事計画認可	2015. 11. 26	2016. 2. 29, 2016. 5. 31, 2016. 8. 26, 2016. 10. 7	2016. 10. 26
		保安規定変更認可	2015. 3. 17	2019. 7. 31	2020. 2. 27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	2013. 7. 8	2016. 5. 18, 2016. 11. 18, 2017. 2. 3, 2017. 4. 24	2017. 5. 24
		工事計画認可	2013. 7. 8 2013. 8. 5 ^{※1}	2016. 12. 1, 2017. 4. 26, 2017. 6. 26, 2017. 7. 18, 2017. 8. 15	2017. 8. 25
		保安規定変更認可	2013. 7. 8	2016. 12. 1, 2017. 8. 25	2017. 9. 1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	2015. 3. 17	2016. 1. 22, 2016. 2. 10, 2016. 4. 12	2016. 4. 20
		工事計画認可	2015. 7. 3	2015. 11. 16, 2016. 1. 22, 2016. 2. 29, 2016. 4. 27, 2016. 5. 27	2016. 6. 10
		保安規定変更認可	2019. 7. 31	－	2021. 2. 15
	3、4号機	原子炉設置変更許可	2013. 7. 8	2014. 10. 31, 2014. 12. 1, 2015. 1. 28	2015. 2. 12
		工事計画認可	2013. 7. 8 2013. 8. 5 ^{※2}	2015. 2. 2, 2015. 4. 15, 2015. 7. 16, 2015. 7. 28	2015. 8. 4
			2013. 7. 8 2013. 8. 5 ^{※2}	2015. 2. 2, 2015. 4. 15, 2015. 9. 29	2015. 10. 9
		保安規定変更認可	2013. 7. 8	2015. 6. 19, 2015. 9. 29	2015. 10. 9
	1～4号機	原子炉設置変更許可 ^{※3}	2019. 9. 26	2020. 8. 20	2020. 12. 2
		工事計画認可 ^{※3}	2020. 10. 16	－	2021. 2. 8

※1 2016. 12. 1の補正書に2013. 8. 5の申請内容を含めたため、2013. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 2015. 2. 2の補正書に2013. 8. 5の申請内容を含めたため、2013. 8. 5の申請を取り下げた。

※3 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの

特定重大事故等対処施設の設置^{※1}に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	2018. 4. 20	2020. 4. 1, 2020. 5. 22	2020. 7. 8	運用開始 2022. 7. 28
		工事計画認可	2020. 7. 10	2021. 3. 24, 2021. 3. 31	2021. 4. 6	
		保安規定変更認可	2021. 9. 17	2022. 2. 24, 2022. 3. 24	2022. 3. 25	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	2019. 3. 8	2019. 12. 26, 2020. 2. 5	2020. 2. 26	3号設置期限
		工事計画認可 ^{※2}	2020. 3. 6	2020. 4. 14, 2020. 12. 14	2020. 12. 22	2022. 8. 24
			2020. 8. 26	2021. 4. 30, 2021. 8. 13	2021. 8. 24	4号運用開始
高浜	1、2号機	保安規定変更認可	2021. 9. 17	2022. 2. 24	2022. 3. 24	2022. 8. 10
		原子炉設置変更許可	2016. 12. 22	2017. 4. 26, 2017. 12. 15	2018. 3. 7	2021. 6. 9
		工事計画認可 ^{※2}	2018. 3. 8	2018. 10. 5, 2019. 2. 19, 2019. 3. 20, 2019. 4. 9, 2019. 4. 19	2019. 4. 25	
			2018. 11. 16	2019. 5. 31, 2019. 8. 2, 2019. 8. 21	2019. 9. 13	
			2019. 3. 15	2019. 8. 2, 2019. 9. 27	2019. 10. 24	
			2019. 5. 31	2019. 12. 25, 2020. 2. 13	2020. 2. 20	
	3、4号機	原子炉設置変更許可	2014. 12. 25	2016. 6. 3, 2016. 7. 12	2016. 9. 21	3号運用開始 2020. 12. 11 4号運用開始 2021. 3. 25
		工事計画認可	2017. 4. 26	2018. 12. 21, 2019. 4. 26, 2019. 7. 17, 2019. 7. 30	2019. 8. 7	
		保安規定変更認可	2020. 4. 17	2020. 9. 8, 2020. 9. 17, 2020. 9. 28	2020. 10. 7	

※1 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設

本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

※2 複数回に分割して申請

2. 運転期間の延長に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年） [※]	2015. 11. 26	2016. 3. 10, 2016. 5. 31, 2016. 8. 26, 2016. 10. 28	2016. 11. 16
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）			
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年） [※]	2015. 4. 30	2015. 7. 3, 2015. 11. 16, 2016. 2. 29, 2016. 4. 27, 2016. 6. 13	2016. 6. 20
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）			

※ 原子炉等規制法において、運転期間は 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

令和４年度安全協定に基づく軽微な異常事象

高浜発電所３号機 Ａ－非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱

- ・発生日：令和４年 10 月 30 日
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外
- ・安全協定上の取扱い：異常事象（第 7 条第 5 号「発電所に故障が発生したとき」）

1. 発生状況

高浜発電所 3 号機は定格熱出力一定運転中のところ、令和 4 年 10 月 30 日 5 時 18 分から A－非常用ディーゼル発電機(DG)の定期的なターニング※¹を実施した。ターニング完了後、ターニングギアが外れなくなり、A－DG を自動起動できなくなったため、6 時 00 分に保安規定の運転上の制限※²を満足していない状態にあると判断した。

その後、油圧ジャッキ等を用いて、固着したターニングギアを取り外し、A－DG の確認運転を行い、健全性を確認したことから、18 時 05 分、運転上の制限を満足する状態に復帰した。

今後、ターニングギアの詳細点検を実施し、原因調査を行う。

また、定期検査中の高浜発電所 4 号機についても、高浜発電所 3 号機の A－DG の待機除外により、6 時 00 分に保安規定で定める運転上の制限※³を満足していない状態にあると判断し、18 時 05 分に運転上の制限を満足する状態に復帰した。

※1 非常用ディーゼル発電機の停止中において、ディーゼル機関内の油潤滑を行うため、別のモーターを用いて定期的に主軸を回転させる作業。

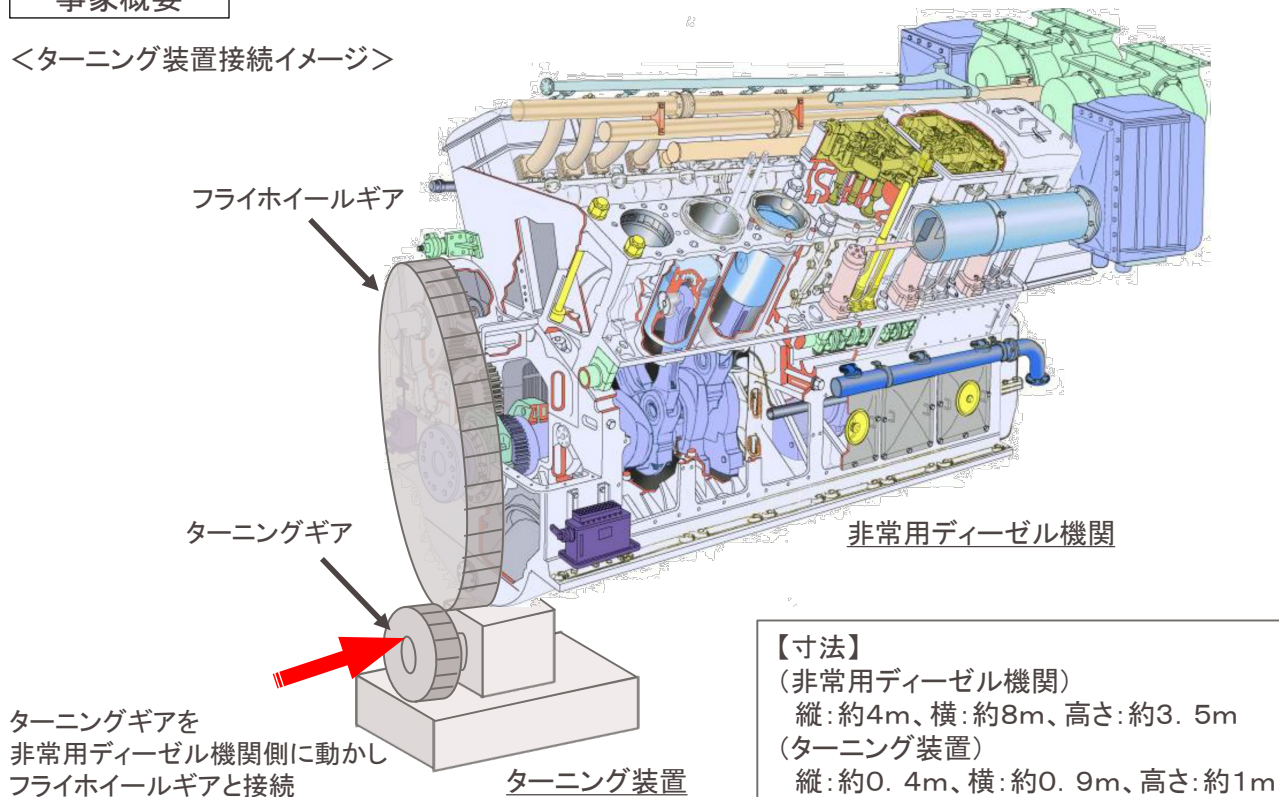
※2 高浜発電所 3 号機において、保安規定 74 条にモード 1～4 の期間、ディーゼル発電機 2 基が動作可能であることが求められている。

※3 高浜発電所 4 号機において、保安規定 85 条にモード 1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、他号炉である 3 号機のディーゼル発電機 2 基が動作可能であることが求められている。

高浜発電所3号機 Aー非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱

事象概要

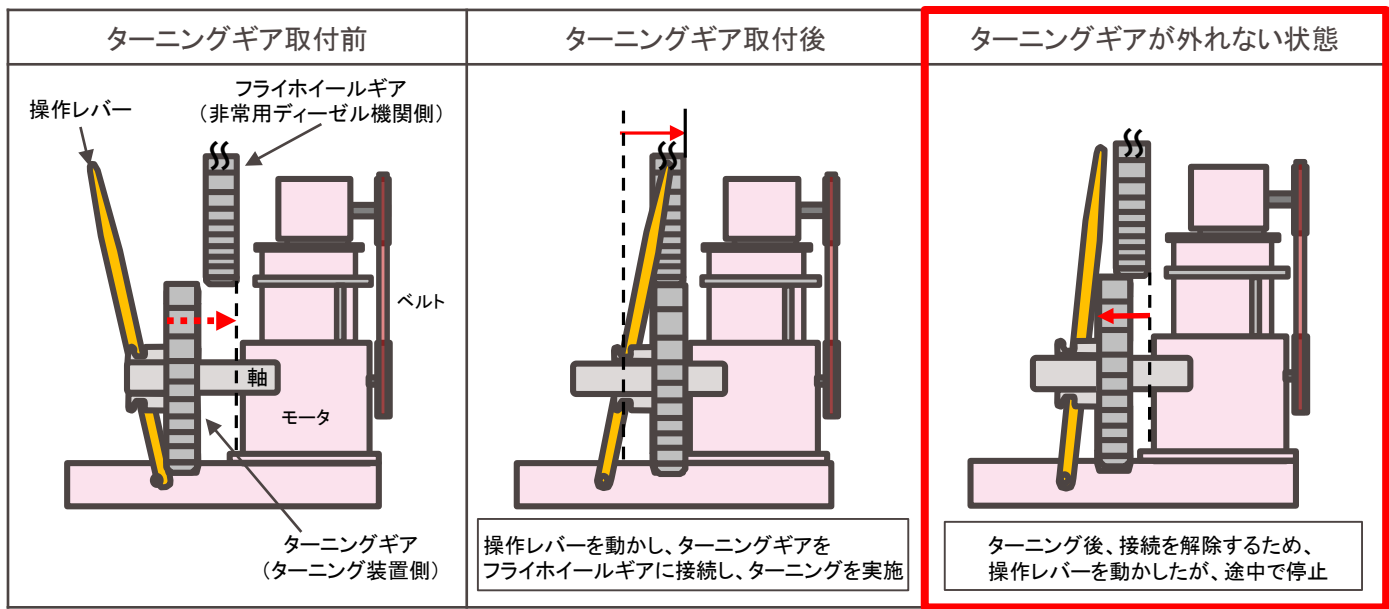
<ターニング装置接続イメージ>



【ターニングの目的】

非常用ディーゼル機関の潤滑油膜の保持等のため、外部モータを駆動源とする装置を接続し、非常用ディーゼル発電機の回転軸をゆっくりと回転させるもの(5日に1回実施)。

<ターニング装置動作概要>



原因

現在、原因について、調査を行っている。

令和4年度安全協定に基づく軽微な異常事象**高浜発電所4号機 加圧器逃がし弁の運転上の制限の逸脱**

- ・発生日：令和4年10月21日
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外
- ・安全協定上の取扱い：異常事象（第7条第5号「発電所に故障が発生したとき」）

1. 発生状況

第24回定期検査中の10月21日、原子炉起動に向け準備を行っていたところ、16時34分に「加圧器逃がし弁^{※1}出口温度高」警報が発信した。運転員がパラメーターを確認した結果、加圧器逃がし弁出口温度が上昇（通常約46℃→約70℃）していることを確認した。このため、加圧器逃がし弁の元弁を閉止したことから、16時35分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断した。

本事象による環境への放射能の影響はなかった。

- ※1 原子炉冷却材が循環している1次冷却系統が、何らかの理由により圧力が上昇した場合に、圧力を下げるための装置であり、高浜発電所4号機には3台設置されている。
- ※2 保安規定45条において、モード1、2および3では加圧器逃がし弁3台が動作可能であることが求められている。
保安規定85条において、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）では加圧器逃がし弁3台が動作可能であることが求められている。

（2022年10月24日 福井県原子力環境安全管理協議会にて公表済み）

3台ある加圧器逃がし弁の出口温度を調査した結果、Bー加圧器逃がし弁出口の温度が他の2台と比べて高いことを確認した。このため、当該弁のシート部から加圧器内の蒸気が加圧器逃がしタンクに流れ込んだものと推定し、当該弁を調査した。

2. 調査結果

Bー加圧器逃がし弁を取り外し、外観点検等を実施した結果、弁体および弁座のシート面の同じ位置（合わせ面）に微小なきず（幅約0.3mm）があることを確認した。その他の構成部品や弁の動作状態等に異常は認められなかったため、弁シート面に微小な異物の噛み込みがあったものと推定し、弁の分解点検の履歴や現場の作業状況等の調査を行った。

点検記録等を確認した結果、当該弁は今回の定期検査で分解点検を行い、きず等がないことを確認後、弁を取付け、作動確認試験を実施し、異常がないことを確認した。その後、原子炉起動に向けた1次冷却材系統の昇温・昇圧完了後（温度：約286℃、圧力：約15MPa）、当該弁の漏えい検査を行い、漏えいがないことを確認した。

また、現場状況を確認したところ、従来は弁近傍に分解点検場所を設置していたが、今回は約6m離れた場所にある作業性のよい広いスペースを使用していた。分解点検後、弁構成部品（弁体、弁座等）を洗浄液で拭き取り、異物の付着等がないことを確認し、その後、作業エリアから弁設置場所まで運搬し、取り付けていた。

これらのことから、運搬の際に、弁体等に微小な異物（金属粉）が付着し、その状態で取り付けたことによりシート面に異物が混入したものと推定した。

3. 原因

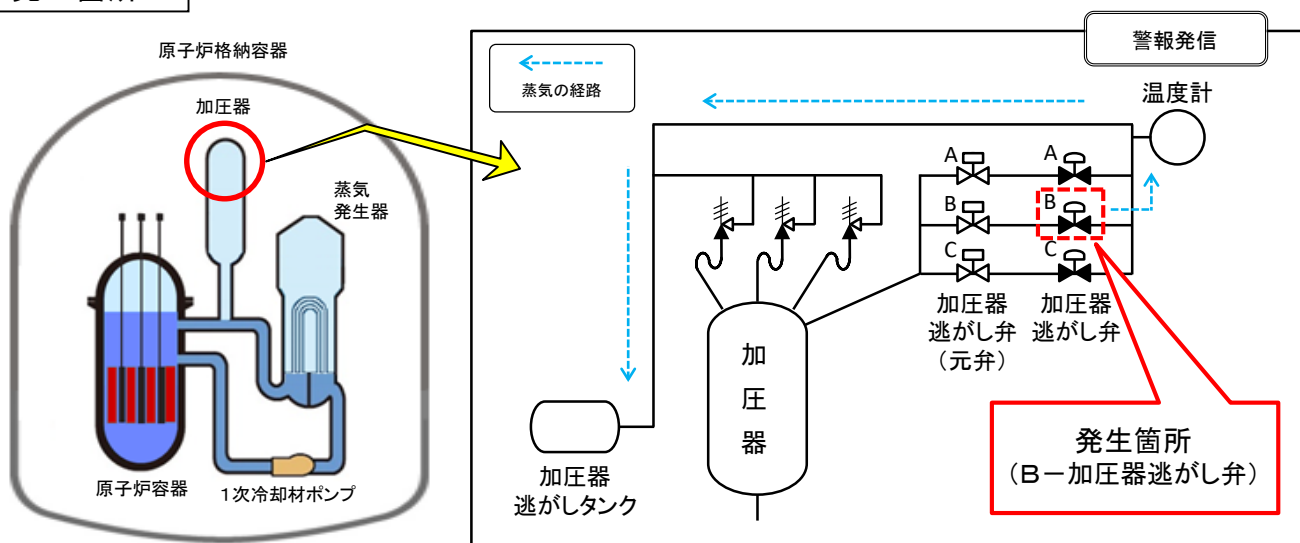
当該弁の取り付け作業時に弁体等に付着していた微小な異物が弁のシート面に混入し、作動確認試験等により微小なきずが発生し、その後、1次冷却系統の圧力上昇等に伴い、異物が弁シート部から押し出され、その経路を通じて、蒸気が加圧器逃がしタンクに流れ込んだため、当該弁の出口温度が上昇したものと推定した。

4. 対策

微小なきずが認められた弁体と弁座を予備品（新品）に取り替えた。今回の事象を踏まえ、異物管理に関する注意事項として、機器を運搬して取り付けを行う際には直前に拭き取るなどを社内マニュアルに反映した。また、協力会社へ本事象を説明し、機器組立て時の異物混入防止に関する注意喚起を行った。

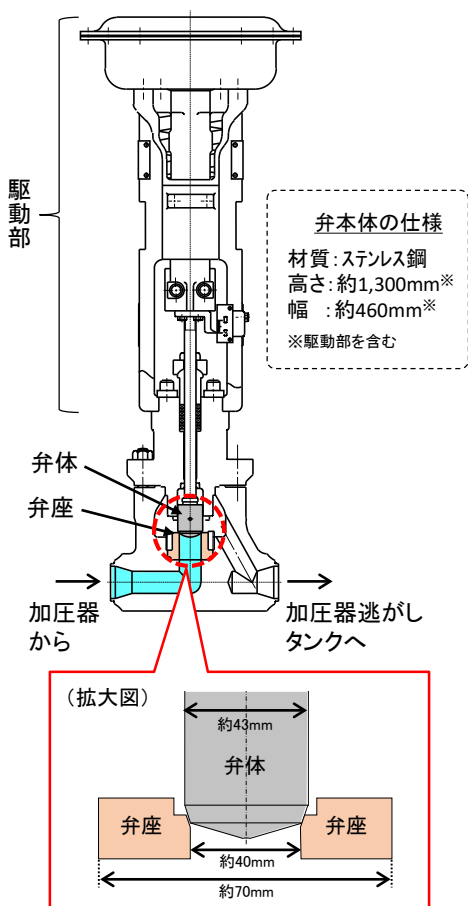
高浜発電所4号機 加圧器逃がし弁の運転上の制限の逸脱

発生箇所

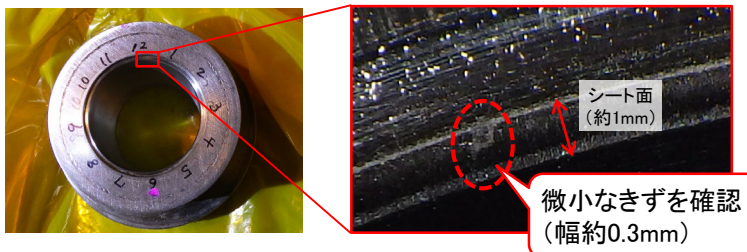


B-加圧器逃がし弁の確認結果

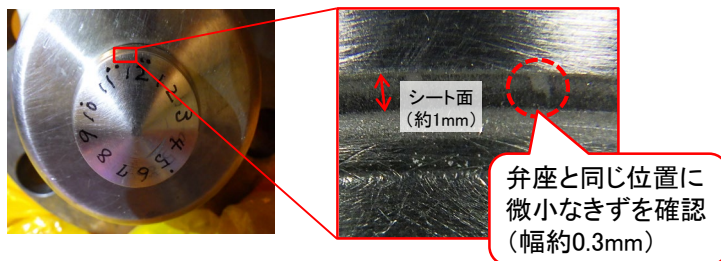
<加圧器逃がし弁(横断面図)>



<弁座シート面の写真>



<弁体シート面の写真>



【温度上昇メカニズム】

